

してませんか？

空き家等の の放置



「空き家等」とは…

条例の対象となる「空き家等」とは、市内にある住宅などの建物(附属する門、塀などを含む)で、常時無人の状態にあるものおよびその敷地のことをいいます。

市では、「四日市市空き家等の適正管理に関する条例」を10月1日から施行します。

この条例は、空き家等の適正な管理に関して必要な事項を定め、その所有者等(※)に対し、適正な管理を促すことにより、良好な生活環境の保全と、市民の安全で安心な暮らしを確保することを目的としています。(※所有者のほか、管理者などを含みます)

なぜ「空き家等」が問題になるの？

少子高齢化や核家族化の進展などにより、空き家等が全国的に増加しています。中でも適正に管理が行われていない空き家等は、老朽化や自然災害による倒壊や建築材の飛散、不審者の侵入や放火の恐れ、草木の繁茂などにより周辺的生活環境へ悪い影響を与え、社会問題にもなっています。空き家等に関する市への相談件数も、年々増加傾向にあります。

「空き家等」は個人の財産。 管理は所有者等の責任です！

空き家等を十分な管理をせずに放置した結果、事故が発生し、他人に被害を与えてしまった場合、その所有者等は、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

所有者等の皆さんは、所有または管理する空き家等の状態を定期的に点検し、敷地内の清掃や、状況によっては修繕や撤去を行うなど、適正な管理を心掛けましょう。

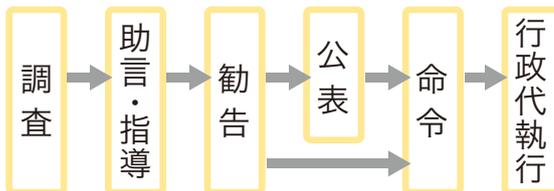
また、今後、利用の予定がない場合は、賃貸や売却により、利活用を検討することも大切です。



所有者等に対し 適正な管理を 促します

市は、条例の施行により、空き家等の所有者等に対し、その状況に応じて、必要な助言、指導、勧告などの措置を行います。

■市の対応の流れ



条例は、市のホームページからご覧になれます。
<http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu83998.html>

危険な「空き家等」を増やさない！

長期間不在となる住宅などをお持ちの人は、ご近所や自治会などに連絡先を伝えるなどし、不測の事態に備えましょう。

安全で安心な暮らしのために、所有者・地域・市が協力・連携し、危険な空き家等を増やさないことが大切です。



建築指導課(管理不全な建築物に関すること) ☎354-8207 FAX 354-8404

都市計画課(空き家等の利活用に関すること) ☎354-8194 FAX 354-8404

危機管理室(防災全般に関すること) ☎354-8119 FAX 350-3022

●この記事についての
お問い合わせ・ご意見は